

第1回

太田地域協議会会議録

と き : 平成17年7月21日 午後1時30分～

と ころ : 太田文化プラザ「多目的ホール」

第1回太田地域協議会

平成17年7月21日(木曜日)

議 題

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 大仙市域自治区の設置等に関する条例について 資料1
- (3) 太田地域協議会運営規程について(案) 資料2
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 地域協議会の役割について 資料3
- (6) 共通テーマについて
 - ア) 大仙市総合計画及び実施計画について 別添資料
 - イ) 太田地域自治区における重点事業について 資料4・5

出席委員(18名)

委員	伊藤 昭子	委員	佐々木 ミネ子
委員	大信田 弘喜	委員	鈴木 弘之
委員	大信田 康雄	委員	鷹 齋 信行
委員	加藤 進	委員	高橋 美佐緒
委員	草 薨 太郎	委員	田口 誠毅
委員	倉田 良子	委員	田口 良平
委員	小松 一男	委員	福原 榮司
委員	小松 誠	委員	藤澤 由希子
委員	今野 勝代	委員	藤原 鈴司

職 員

市長	栗林 次美	企画部長	佐々木 正広
太田総合支所長	鈴木 龍一	太田総合支所次長	鷹 齋 均
太田総合支所税務課長	大信田 哲男	太田総合支所市民課長	高 貝 忠造
太田総合支所農林振興課長	服部 國康	太田総合支所土木課長	高橋 晴美
教育委員会事務局太田分室長	藤原 修	太田保健センター主幹	藤原 香代子
企画部総合政策課参事課長	小松 辰巳	企画部地域づくり課長	菅原 正悦
企画部地域づくり課主査	佐々木 隆幸		

事務局

太田総合支所地域振興課長
太田総合支所地域振興課主席査

高橋 共 男
谷 口 藤 美

太田総合支所地域振興課副参事
太田総合支所地域振興課主査

鈴木 喜 一
小 松 明 彦

午後 1時 30分 開 会

高橋地域振興課長

本日はお忙しいところご出席くださいますして誠にありがとうございます。ただ今から第1回太田地域協議会を開会いたします。

会を始めます前に、栗林市長から委嘱状の交付がございます。恐れ入りますが、お名前を読み上げましたら、その場でご起立願います。

それでは、市長、お願いいたします。

【 委 嘱 状 交 付 】

高橋地域振興課長

ここで、太田総合支所長から委員のみなさまをご紹介申し上げます。

鈴木総合支所長

【 名簿に従い委員紹介 】

高橋地域振興課長

続きまして、太田総合支所長から職員を紹介させていただきます。

鈴木総合支所長

【 名簿に従い職員紹介 】

高橋地域振興課長

ここで栗林大仙市長がみなさまにごあいさつ申し上げます。

【 栗林市長あいさつ 】

栗林市長

太田地域自治区における地域協議会開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は公私ともご多忙にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

また、この度は、地域協議会委員をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

3月22日新市は合併により、一本庁八総合支所としてスタートいたしましたが、「市政は市民のために」を基本理念とし「市民との協働の地域づくり」、「大仙市の均衡ある発展」をキーワードにまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

それぞれの旧市町村の先達が築いてきた産業・文化・地域の特性を活かし、さらには、

旧市町村長が目指したまちづくりへの想いを継承し、大仙市全域がそれぞれの地域の特色と独自性を発揮しながら発展し、人が行き・集うような魅力のある地域、安心して暮らせる地域の創造に向け、誠心誠意努めてまいります。

地方分権時代の地域づくりには、「住民の行政参画」、「住民との協働」が最も重要な要素であると考えております。そのために、職員が常に市民の目線にたち、現場に足を入れ、市民と一緒に汗をかき、行政情報はできる限りわかりやすく市民に提供する体制をつくり、住民自らが、地域づくりに参画できる仕組みを大仙市全域に広げてまいります。

地方分権の受け皿としての市町村合併は、住民のためのものでなくてはなりません。行政区域の広域化などにより「民意が届かなくなる」「周辺部が寂れるのではないか」といった不安を解消するため、旧市町村ごとの自治基盤を尊重し、地方自治法による「地域自治区」を設置しております。

地域自治区には、地域住民の意見を行政に反映させ、住民と行政の連携を強化するため「地域協議会」を置くことといたしました。

この地域協議会の役割につきましては、市長から諮問されたものに加え、様々な事項について審議し、市長に意見を述べてもらうものであります。

具体的には、地域福祉、環境保全、地域防災、地域内道路などと言った総合支所が取扱う事務や市が処理する地域自治区の区域に係る事務、地域内住民との連携の強化に関する事項、また、地域・区域に係る市の施策に関する決定・変更などと言った重要事項、公の施設の設置及び廃止、管理のあり方、大仙市のマスタープランとなります「総合計画」及び「実施計画」のうち、その地域に係る重要な事項について意見を述べていただきます。

これからのまちづくりを進めるにあたって、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ることが必要ですが、その根本には住民が主体的に考え、住民にできること、行政にできること、そして住民と行政がともに活動することなどを明確化することが必要となっております。

行政で実施・推進していくものが少なくありませんが、すべてを行政で取り組んでいくことは困難であり、住民の主体的な取り組みは必要不可欠です。

住民と行政がともに手を携え、将来構想で目指す新市のまちづくりを計画的に進めていくために、長期的な行政運営の指針としてだけでなく、住民と行政の協働の土台として、夢のあるまちづくりを推進する必要があります。

いずれにいたしましても、地域の特性を生かした新しいまちづくりに挑んでいくためには、行政側からの一方通行的な意見や要望の聴取ばかりではなく、真に地域の特性やニーズを十分に把握している住民が主体的に考え、施策や事業の企画・立案に意見や要望を述べたり、参加したりしやすい環境の構築が必要です。

今後におきましては、住民が主体となり、様々な形でまちづくりの主役となうよう位置づけ、行政とともに検討・実施する仕組みを確立してまいります。

また、住民自治を確立するために「自治会支援事業補助」制度の創設や「個性豊かな地域づくり事業補助」制度などにより、住民自らまちづくりができる体制を整え、限られた財源を市民と一緒に、有効的に活用してまいります。

さて、この機会に太田総合支所管轄の平成17年度の重点事業についてご説明申し上げます。

むらづくり交付金事業につきましては、平成14年度に策定しました「太田地区農村振興基本計画」に基づき、実施している事業であります。農村資源の有効活用や地域の特性を活かした、農村の一体的・有機的整備を行い住環境の向上など農業農村の総合的発展の促進を図ってまいります。今年度は、農道三路線、農業集落道四路線、防火水槽四基、街路灯四基、自然環境や生態系を守る施設の整備などを予定しております。

こうした、住民と行政の連携・協働による新たなまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、地域協議会委員の皆様のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

高橋地域振興課長

ここで資料のご確認をいただきたいと思います。協議会次第、協議会議員名簿、職員出席者名簿、協議会配席図、[資料1](#)地域審議会等の比較表、[資料2](#)太田地域協議会運営規程（案）、[資料3](#)太田総合支所の機能・地域自治区、[資料4](#)平成17年度大仙市一般会計歳入歳出予算（当初）、[資料5](#)広報だいせん地域版太田特集号、[説明資料](#)総合計画の策定について、新市将来構想概要版、新市まちづくり計画概要版、以上であります。よろしいでしょうか。

本日の地域協議会は、委員の2分の1以上が出席しておりますので、大仙市地域自治区の設置等に関する条例第9条第3項の規定により、本協議会は成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、次第6の議題（1）会長及び副会長の選任についての進行につきましては、栗林市長が行います。市長よろしく申し上げます。

栗林市長

会長さん、副会長さんが決まるまで、暫時私が進行させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、議題の（1）会長及び副会長の選任について、であります。

会議資料1の4ページをご覧くださいと思います。

会長及び副会長につきましては、大仙市地域自治区の設置等に関する条例第7条の規定により、委員の皆さんの互選によって定めることとなっております。

その方法について、どのようにしたらよろしいかお伺いいたします。

何かご意見ございませんか。

どなたかひとつ発言してくれませんか。

はい、どうぞ、小松さんお願いします。

小松誠委員

旧太田町のいわゆる10年間の発展計画ですか。その策定の際に、いろいろな会議がありまして、委員長、副会長を決める際は、互に意見交換しながら決めてきた経緯がありますので、話しながら融和を図りながら会長さん、副会長さんを決定していくような

形がよろしいかなという風に思いますけれども、どうですか、みなさん。

栗林市長

ここで、それぞれ推薦する人のお名前を出しながらやるということでもいいでしょうか。

小松誠委員

そういう形のほうがよろしいのかなという風に思いますけれども。

○栗林市長

皆さん、いかがでしょうか。

小松一男委員

小松というものですけども、私といたしましては、ある程度年齢のいってる方々にお願いたいなと思ひまして、突然で申し訳ないんですが大信田康雄さんに、もし引き受けてくれるのであれば、やってもらいたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

小松誠委員

というような話がでたんですが、そういうような話で皆さんで確認しながら会長さん、副会長さんを決めるというやり方でよろしいでしょうか。

栗林市長

今のようなやり方で、皆さんいかがでしょうか。

大信田康雄委員

幅広い経験が必要なので、私には荷が重いので事務局案がありましたらお願いしたいです。

栗林市長

事務局案ありますか。

高橋地域振興課長

特にありません。

栗林市長

議長としての案を出しますので、それで進めていただきたいと思います。今回委員の皆さんと推薦していただきながら、委嘱状を渡しました。それぞれの分野ごとに代表を推薦していただきながら委員を出していただきました。簡単にそれぞれのジャンルから選考委員の皆さんで3人ぐらいで会長、副会長を推薦して会に報告していただくということで、体制を決めるのはいかがかなと思うのですが、どうでしょうか。

委員
異議なし。

小松誠委員
選考委員もけっこうだと思います。3人ぐらいということなので、それはいいわけですが、構築はなかなかごちゃごちゃしたところがあったりして、選考委員になっていたら自分が選ばれたということもありますので、選考委員は、ならないような人を選べばいいのではないかと思います。私は小松氏が公募でありますので、公募のジャンルというよりも公募のメンバーの中から3人程度で、相談させていただきたいと思います。

倉田良子委員
私は選考委員になりたいと思います。

小松誠委員
それでは、私と小松一男委員、倉田良子委員で選考委員でどうでしょうか。

栗林市長
それでは、選考委員を決めていただきましたので、選考委員会のため、弱冠休憩します。よろしいですか。

委員
はい。

栗林市長
そうすれば、選考委員会を開きますので、弱冠この会議を休憩させていただきます。できれば7分くらいで話し合いをまとめていただきたいと思います。

【 休 憩 】

栗林市長
選考委員会終わりましたので、会議を再開いたします。それでは、選考委員の代表の方から案を説明していただきたいと思います。

選考委員代表（小松誠委員）
選考させていただきましたけれども、大先輩方がいらっしゃる中で私が進行するというのは大変おこがましい話であります。お二方、会長、副会長さんを選考会で決めましてお名前がでましたので申し上げたいと思います。
会長には、加藤進さんをお願いしたいということでありますし、副会長には、大信田康雄さんをお願いしたいということであります。選考の中で話がでましたのは、加藤さんにつきましては、長く職務をやられて、旧太田町の代表監査委員もやられたという

ことで、中のことに大変詳しい方だというふうに思っていますし、大信田さんにつきましては、県の職員になられて、秋田と地元を往復しながら、外から太田町を見て来られたということもありまして、お二方が適任ではないかというお話になりましたのでご報告を申し上げたいと思います。

栗林市長

ただいま選考委員会から会長に加藤進委員、副会長に大信田康雄委員を推薦したいという発表がございました。皆さん、いかがでしょうか。

【 拍 手 】

栗林市長

ありがとうございます。満場の拍手でありますので、加藤さんと大信田さんにそれぞれ就任していただきたいと思います。

会の運びがまずくて申し訳ありませんけれども、無事会長、副会長決まりましたので、議長の仕事は終わらせていただきまして会長さんから議会の進行をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

高橋地域振興課長

ありがとうございました。

会の進行打ち合わせのため、会議を10分間休憩したいと思います。よろしく願います。

【 休 憩 】

高橋地域振興課長

お待たせいたしました。

ここで太田地域協議会の会長に就任されました加藤進委員よりごあいさつをお願いいたします。

【 会長あいさつ 】

加藤会長

ただいま、会長に就任しました加藤進です。先ほどは、選考委員会のほうに進行の方法としては人の名前まで出たような感じもしますが、選考委員の決定が、一番年をとっている頭のはげたやつというようなことで就任されたのではないかなというふうに感じております。

いすれ私は、会長というトップは市長さんからもお勧めありましたが、私にはちょっと任務が重いのではないかなというふうに考えておりますけれども、皆様方のご指導ご協力のよりまして、なんとかひとつやっていきたいというふうに考えておりますので、

よろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

加藤会長

会長が議長を務めるというようなことになっておりますので、私のほうから進行させていただきますと思います。

それでは会議を再開いたします。

議題の2、大仙市地域自治区の設置等に関する条例について、並びに議題の3、太田地域協議会運営規程につきましては、関連がございますので一括して議題とさせていただきます。内容については、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局職員

それでは説明いたします。

太田総合支所地域振興課の鈴木です。よろしくお願いいたします。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

皆さんのお手元の資料1を中心に説明します。これを、説明する前に地域自治区の設置の経緯を簡単に述べさせていただきます。資料1の1ページ、地域審議会・地域自治区・合併特例区の比較表ですが、合併後地域住民の意見を反映させ、住民と行政の連携強化するためには、大仙市はどのような形がふさわしいのかということにつきまして、これまで合併協議の基本的合意に照らし合せて、比較、検討した資料でございます。基本的合意と申しますのは主に3つほどありまして、一つ目は旧市町村単位に総合支所を設置すること、二つ目が地域の声を行政に反映させる仕組みを取り入れること、三つ目が住民自治を育成、支援していくという主に3つの点でございます。これにつきましては、合併協議会で平成16年8月10日の第6回の臨時大曲仙北合併協議会において、比較検討する中、住民自治の強化等を推進する観点から市町村内に一定の区域を単位とする「地域自治区」、市町村の判断により設置することができる」とした地方自治法の一部を改正する法律いわゆる「地域自治区の一般制度」を選択し、「大仙市地域自治区の設置等に関する条例」の制定に至っております。この表の真中の地域自治区の左側の太線で囲んでいるところです。

それから、次のページが議題であります条例、3ページ目でございますが、大仙市地域自治区の設置等に関する条例について簡単に説明いたします。

最初、趣旨であります。第1条ここでは地域自治区に関して必要な事項を定めるものとするということでございます。それから、地域自治区の設置ということで第2条、大仙市の地域を分けて次の地域自治区を設けるということで大曲地域自治区から以降(8)の太田地域自治区までの八つの地域自治区を設置しております。それから、第2条の2項ですが、地域自治区の区域は、別表1のとおりとするということで、この別表と申しますのは6ページめでございます。6ページのところにそれぞれの自治区の区域を設定しています。因みに、太田地域自治区におきましては、この別表1の下のほうにあります。それぞれ太田町永代以降大字単位に11の大字区域を設定してございます。それから、戻りまして第3条でございますが、前条第1項の地域自治区に設置する事務所の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとするということで、これも6ペー

ジめの別表第2ということで下のほうにございます。名称、太田総合支所、位置、大山市太田町太田字新田田尻3番地4、所管区域、太田地域自治区の地域というふうになっております。

第4条、(地域自治区の事務所の出張所)でございますが、これにつきましては、大曲総合支所に出張所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、別表第3のとおりということで、これは7ページでございますが、大曲地区におきましては6つの出張所を設置するというところでございます。

それから、戻りまして(地域協議会の設置及び組織)第5条でございますが、地域自治区にそれぞれ地域協議会を置くものとし、その名称は別表第4のとおりということで、4ページめの下のほう、別表第4でございますが、太田地域自治区太田地域協議会という名称でございます。

それから、5条の2項でございますが、地域協議会は委員20名以内おもって組織する。3項、委員は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が選任するというところで、

- (1) が公共的団体等を代表する者
- (2) が学識経験者
- (3) が公募に応じた者 ということでございます。

それから、(地域協議会の委員の任期及び失職)ですが、4ページでございますが、第6条 地域協議会の委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。2項 委員は、当該地域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。3項 前条第3項第1号の委員は、いわゆる公共的団体を代表するものという委員ですが、当該公共的団体等の代表でなくなったときは、その職を失う。ということでございます。

それから、(地域協議会の会長及び副会長)でございますが、第7条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。2項 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。3項 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。4項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。5項 会長及び副会長は、委員の過半数の同意をもって解任することができる。

次に(地域協議会の権限等)でございますが、第8条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。ということ、

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たって地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 でございます。

このことにつきましては、あとで地域協議会の役割等について担当のほうから詳細についての説明をいたします。

それから、8条の2項でございますが、市長は、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合において

は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。ということで、

(1) 大仙市まちづくり計画

(2) 基本構想

この2点につきましても、あとで担当のほうから詳細の説明をいたします。それから、3項 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

それから(地域協議会の会議)でございますが、第9条 地域協議会の会議は、会長が招集する。2項 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。3項 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければならない。4項 会議の議長は、会長が務めるものとする。5項 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。5項 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。7項 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(地域協議会の庶務)第10条ですが、地域協議会の庶務は、各地域自治区の事務所において処理するものとし、必要に応じて、本庁において連絡調整を行う。

(地域協議会の委員の報酬)第11条ですが、地域協議会の委員の報酬は、これを支給しないということです。

それから(地域協議会の運営に関する補則)ということで、第12条ですが、この条例に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮り定める。ということです。

(委任)ということで、第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則として、この条例は、平成17年3月22日から施行する。ということです。

それから、資料2を見ていただきたいと思います。これは、大田地域協議会運営規程(案)でございますが、本日委員の皆さまから協議いただいて決定していただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

最初(趣旨)でございますが、第1条 これも先ほど説明しました自治区の設置等に関する条例に基づきまして、条例の12条の規定に基づきまして、太田地域協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)第2条 協議会の会議は、会長が招集する。2項 会議の招集通知は、委員に対し、開会日の3日前までに議題を付した文書で行うものとする。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(参集)第3条 委員は、会議の招集の日時に指定された場所に参集しなければならない。2項 会議に出席することのできない委員は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議の開会及び閉会)第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(議会の審議)第5条 議長は、議題を審議するときは、その旨を宣告しなければならない。2項 議長は、審議上必要があると認めるときは、議題を一括して審議することができる。

(表決)第6条 議長は、表決をとろうとしたときは、表決に付する議題を宣告しなければならない。2項 議題の表決は、挙手によって行うものとする。3項 議長は、表決をとったとき、議題ごとにその結果を宣告しなければならない。

(会議録)第7条 議長は、次条に規定する事務局の職員に、次に掲げる事項を記載した会議録を作成させるものとする。ということで、

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2項 会議録には、会議において議長が指名する2人以上の出席委員が署名しなければならない。

それから、2ページにうつりまして(事務局)は第8条 太田地域協議会の事務局は、太田総合支所地域振興課に置く。

(委任)第9条 この規程に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は、平成17年7月21日から施行する。ということでございます。以上です。

加藤会長

ありがとうございました。ただいま、議題の2、大仙市地域自治区の設置等に関する条例について、議題の3については、太田地域協議会運営規程について一括して説明していただきました。それに対して、皆様方からご意見等ございましたら、ご質問、ご意見等ありましたらどうぞ、承りますのでお願いします。

ございませんか。

議題の2については、これは設置条例でありますので、今日の協議会で決定するようなものではございません。すでに、決まっていることです。

議題の3については、地域協議会の運営規程ですので、協議会で決定するということになっております。したがって、今回決定することになります。特に意見がないとすれば、議題の3、太田地域協議会運営規程について採決いたしたいと思います。本案は原案どおり決定してもご異議ございませんでしょうか。

加藤会長

異議ないようですので、よって、太田地域協議会運営協議会については原案のとおり決定されました。

次に、議題の4でございますけれども、会議録署名委員の氏名ということですが、本来は前にこなければならぬなあと感じておりましたけれども、今の協議会の運営協議会が決定しなければ決められないというような観点からこういうふうに変えたということですが、

それでは、議題の4の会議録署名の委員の説明を行いたいと思います。会議録署名委員は、太田地域協議会運営規程第7条第2項により、議長が指名することになっておりますので、よって私のほうから説明させていただきたいと思います。伊藤昭子委員と大信田弘喜委員お願いいたします。

引き続き議事に移ります。

議題の5、「地域協議会の役割について」、事務局から説明を求めます。

事務局職員

それでは、私のほうからご説明申し上げます。

まず最初に自治区設定の経緯について堅苦しい話になりますが、弱冠ご説明申し上げます。市町村の合併の特例に関する法律、俗にいう合併特例法であります。平成17年の3月に期限が切れることをうけまして、その後市町村の合併を推進するため、いわゆる合併特例法関連の三法が平成16年の5月に可決、成立されております。具体的には、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律、そして市町村の合併の特例等に関する法律でございますが、これらの法律では住民自治の強化等を推進する観点から地域審議会、地域自治区、合併特例区について規程してございます。それを、一覧にして比較したものが先ほど説明ありました資料1であります。合併協議会では、この中から地域協議会と事務所の設置期間がない。また、地域の声を行政に反映させるとともに、住民の利便性の向上をはかる仕組みが確保されている。また、これまでの合併協議の基本的な合意事項をすべて満たしており、合併後も住民が安心して地域の特色を生かした振興ある発展を実現するためには地方自治法に基づく地域自治区の一般制度これがよろしいということで先ほどご説明したような大仙市地域自治区の設置等に関する条例が制定されたわけでありまして。

本日お集まりの皆さんから、協議会員としてお願いする次第であります。それでは、具体的な役割であります。資料3を見ていただきたいと思います。この表になっております。この表の中央部分四角で囲んであります左側であります。太田地域協議会と記載されております。ここに記載されております内容は大仙市地域自治区の設置等に関する条例第8条の地域協議会の権限でございます。総合支所の事務や地域自治区内の市の事務、また市と地域住民との連携強化に関する事項について質問に応じ、あるいは必要と認めるときに市長に意見を述べるなど地域協議会の三つの基本的な役割が掲載されております。さらに、その左側であります。地域協議会の役割についてという記載されてございますけれども、具体的な役割が記載されております。一つ目は、総合支所が取り扱う事務や市が処理する地域自治区の区域に係る事務であります。これは地域内の福祉、環境保全、道路や施設管理、防犯、防災にかかる福祉活動ボランティア、リサイクル、清掃などについてご検討いただくものであります。二つ目は地域内住民との連携の強化に関する事項ということで、地域まちづくり計画の作成にあたっての住民参加や地域内の基礎的自治組織、その他各種関係団体との連携に関わる部分について検討いただくものであります。三つ目は、地域内の重要事項について、変更に関する部分で、区域内の公の施設の設置及び廃止、管理のあり方、また市が策定する総合計画実施計画の区域に係る重要な事項について検討いただくものであります。これを具体

的に示したものが、裏のページにあります。具体例として記載してございます。いずれにつきましても、これからの分権型社会においてはこれまでのトップダウン方式の地域社会によります住民の意見を反映し、行政との協働の中で形にしていくことが求められます。将来の地域の姿を見据えながら、住民自らが、自分たちの地域のあるいは身近な課題についてご意見・ご支援をいただきながら進めてまいりたいと考えております。地域協議会につきましては、全国的にいっせいにスタートしたもので、事例がございません。それは、ご挨拶にもありました自己責任による住民との協働のまちづくりはスタートしたばかり、皆さんと一緒に汗を流してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上で地域協議会の役割についての説明を終わらせていただきます。

加藤会長

ありがとうございました。ただいま地域協議会の役割について資料3に基づいてご説明いただきました。何かご質問等、ご意見ありましたら承りたいと思います。何かございませんか。

ないようですので次にうつらせていただきます。

次に、議題の6、共通テーマ「アの大仙市総合計画及び実施計画について」を議題といたします。事務局から説明願います。

総合政策課長

総合政策課長の小松です。私の方から総合計画の策定につきましてご説明させていただきます。大変失礼ですけど、座って説明させていただきます。上の方に説明資料と書かれている資料をご覧いただきたいと思います。この総合計画の策定につきましては、これまでのそれぞれの市町村におきまして総合計画あるいは開発基本構想、ないしはまちづくり計画といういろんな名前で作られてきたものと思います。この根拠でございますが、私も地方自治の基本的な法律でございます。地方自治法、こちらのほうに第2条第4項、ここに箱書きでございますが、このなかで、市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行なわなければならない。という規定がございます。そのようなことから、大仙市が3月22日で誕生いたしました。大仙市としての基本構想である総合計画を早急に策定し、議会の議決をうけてこれに基づきまして市の運営をはかる必要がございます。そのようなことから、今年度この総合計画を策定すべき現在作業を進めてございます。2番に書いてございますが、合併時に新市建設計画いわゆる合併特例法でいいます市町村建設計画としての大仙市まちづくり計画が策定されてございます。このまちづくり計画と総合計画との関係でございますが、いわゆる新市建設計画、これは合併後の市町村のランドデザイン、いわゆるマスタープランとなるものがございます。合併にあたって、このようなまちづくりをするという、それが大仙市まちづくり計画の位置づけでございます。これが、なぜ必要かでございますが、合併特例法の中で合併時におけるさまざまな国の財政支援等の措置がございます。この

財政支援措置は、この新市建設計画いわゆる合併特例法でいいます市町村建設計画にその事業が位置づけられておらないと支援の対象にならないということがございます。そのようなことから、合併時においては、この合併特例法による新市建設計画の策定が義務とされています。ただ、この合併時におけるまちづくり計画でございますが、当然法定協議会のなかでご審議いただいておりますが、基本的には法定協議会の時点では八つの行政が存在してございます。それぞれの市町村の基本構想あるいは総合計画それらをバックにいたしまして、それまでの市町村が計画しておりましたさまざまな事業がこの大仙市まちづくり計画の中に盛り込まれております。しかしながら、大仙市が今合併いたしまして、当然大仙市としての位置付け、ないしは大仙市としての各事業の優先度、等の判断が必要とされております。この法定協議会のなかでは、合併後の事業の内容をすべて合併前に詳細に固めてしまうことは、難しいものと考えております。並びに予算、これらにつきましても当然この時点では今後10年間の見通しという形でつくられてございますが、現在国のほうの三位一改革等で財政事情は非常に大きく変動してございます。これらの財政事情を緩和しながら、大仙市としての新たないわゆる総合計画を策定し、その中で均衡ある地域の発展をはかっていかなければならないものと考えております。近年、この合併事由のなかで、いわゆる新市建設計画の位置付けは新市がつくる総合計画の基本構想である総合計画をつくるための基本的な考え方というような位置付けがなされてございます。現在、大仙市がこの総合計画をつくるための条例・規則の関係でございまして、3のほうに記載してございます。

1つには、大仙市総合計画審議委員会条例というものがございまして、3月22日に合併時施行されてございますが、いわゆる民間の方々ここに諮問しここで審議いただくという機関でございまして、次のページご覧いただきたいと思っております。この審議委員会でございますが基本的には三つの部会合わせてそのなかでご審議をいただくという規定でございまして、また、に記載してございまして、大仙市基本構想策定会議設置要綱というのがございまして、これは、いわゆる町内の行政としての組織を規定するものでございまして、行政のなかでは策定会議、こちらを三つの委員会でこの中に七つの部会をもちまして、この中でそれぞれ計画をいたしまして審議会等にかけるというような流れになると考えております。この行政のほうの委員会には、本庁の部長、各総合支所長、課所長が組織することになります。本日、この地域協議会に総合計画をなぜご説明するかということにつきましては、先ほどご説明しておりますが、大仙市地域自治区の設置に関する条例、この中で市の企画に関する重要事項にあつては地域自治区の区域に関わるもの、この決定または変更の場合あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない。という規定がございまして、その中に大仙市まちづくり計画と基本構想、この二つがございまして、大仙市としての総合計画いわゆる基本構想を策定する現在作業を進めてございまして、それがここでいう基本構想にあたることとなります。そのようなことから、今後地域協議会の皆様はこの基本構想の将来地域に関わる部分につきましてご意見を聞きながら大仙市としての総合計画を策定することとなります。次に、次のページをご覧いただきたいと思っております。こちらに、総合計画策定の体制(案)としてございまして、これはまだ現在事務方の案でございまして、本年作成いたします総合計画につきましてはこのような形で策定いただきたいと計画してございまして、当然、議会の議決が必要で

で、最終的には市長が議会に提案し議決をいただくという流れになります。その策定過程につきましては、一つは左側の行政としての策定の体制でございます。先ほど言いました大仙市基本構想策定会議の下に三委員会七つの部会を設置しここで作業を進める場合。もうひとつにつきましては、市民参加型でございます。こちらにつきましては、大仙市総合計画審議委員会、こちらは市長が諮問する部分でございますが、こちらに第1部会、第2部会、第3部会というものをもちまして、さらに事務かたといましては市民参加型によるワーキングによる検討会を計画しております。このワーキングでございますが、一部公募、さらに無報酬等で何とか皆様のご協力をいただきたいなあと考えています。できるだけ、若い方にもご参加いただきたいということから夜間等の会議もここで検討いたしたいと考えてございます。さらに、その職員また市民参加、このまとめ役としての民間有職者による専門委員、この数名の専門委員をお願いいたしまして、その中でさまざまな構想を立てていただきたいとも考えております。これらにつきまして、その基礎となる部分につきましては近々に策定のための市民意識調査、こちらを実施したいと考えております。約4,000名を対象としたアンケート調査をいたしまして、それを基礎として皆様方の考えを取り入れた総合計画を策定いたしたいと思っております。

次のページをご覧くださいと思います。ただいま、4,000名のアンケートというご説明いたしました。現在、大仙市の18歳以上の人口が81,651という数字になってございます。これの約5%4,000名のアンケートを実施いたしたいと考えております。この総合計画の構想及び期間等でございますが、これもあくまでも事務かたの案でございますが、総合計画そのものにつきましては平成18年度、来年度を初年度とする10年間の計画を策定いたしたいと思っております。また、実施計画これにつきましては18年度から22年度までの5年間の実施計画をつけたいとおもっております。実施計画につきましては毎年ローリングを行うというようは形で考えてございます。この総合計画策定の基本的な考え方でございますが、ひとつには新市建設計画、いわゆる大仙市まちづくり計画を基本的には継承する計画であるということでございます。しかしながら、この計画を作成するにあたっては、財政計画に裏付けられた実施計画、これを作成いたしたいと考えております。最後のページに全体の全体的なスケジュールを書いてございますが、8月には市民意識調査を実施いたしたいと思っております。その後、各種委員等の委嘱を行いまして9月には民間の専門委員の委嘱を行いたいと思っております。それから約2ヶ月間ぐらいで素案の作成を行いまして、11月の中旬頃までには素案を策定し、これを公表いたしたいと思っております。その素案ができますと、地域協議会等へのご説明に入りたいと思っております。地域協議会やそれぞれの地域への住民説明を行いまして、その意見をまたフィードバックしながら、1月頃には審議会の最終答申をいただきたいと思っております。最終的にまとまった案につきまして、再度地域協議会等への説明を考えております。その最終案を2月議会、最終議会になりますけれども、17年度としての最終の議会であります2月の議会に上程し、ご承認をいただきたいという計画を立ててございます。現在あと短い期間で総合計画を策定することになりますので、今後地域協議会の皆様にはいろいろな面でご意見をお伺いすることとなりますので、よろしくご意見いただきたいと存じます。以上です。

加藤会長

ありがとうございました。ただいま、議題の6、共通テーマ「アの総合計画並びに実施計画についての説明をいただきました。ご質問等ございましたら、ご意見等ございましたら遠慮なしに申し上げます。

藤原鈴司委員

総合計画が10年で、実施計画が5年となっているがどうか。

総合政策課長

総合計画そのものにつきましては、10年後のビジョンと考えております。いわゆる全体的な構想でございます。実施計画というのは、それを裏付ける事業計画と考えております。この事業計画、現時点で10年間の事業計画をすべてみるというのは、非常に厳しい状況かなと思っています。私どもとしましては、まず5年間の具体的な実施計画をその総合政策の裏付けしようと思いたいと考えております。当然、大きな事業につきましては10年負担のものもその中に取り入れて参りたいと思っておりますが、詳細な事業計画を10年間みるというのは今の国の諸制度の改革等を考えますと、非常に難しいのかなと。そのようなことから、このような考え方をしているということでございます。

藤原鈴司委員

事業計画の変更、見直しは、出てくるのでしょうか。

総合政策課長

これまでの総合計画において考え方を見ましても、総合計画そのものも途中での見直しというのでも検討されていくものと考えております。

加藤会長

ほかにございませんか。

ないようですので、次にうつらせていただきたいと思います。

共通テーマのイ.について「太田地域自治区における重点事業について」ご説明願います。

太田総合支所鷹嘴次長

3ページのほうには性質別歳出予算額の構成が載っております。同じく対前年度比較の欄でございますが、1,141,499千円の減でございますけれども、これは前の年に公債費を一般で支払いしているということで17年度と比べますと減額になったという意味であります。歳出においても同じく3,451,706千円でございますが、普通建設事業、災害復旧事業、これを投資的経費といいますが、この比率が非常に小さいといえます。

次に、資料5のほうにうつりますが、広報だいせん おおた地域版 特集号でございます。2ページになりますが、大人から子どもまで安心して健やかに暮らせるまちづくり、ここの頭文字をとりますと「おおきなせなかに」ということになりますけれども、これは太田支所管内の事業であります。大きく変わった事業というのはございません。すべて従来どおり引き続き実施して参りたいということで、シルバーシャトルバスの運行も例年どおり行います。3ページであります、町史編さん事業、一応来年度で完成するという見込みであります。今年度は、この経費をもって資料収集や取材活動などを行いたいということであります。教育施設の改修では2,655万円をもちまして、南小の体育館の屋根の塗装とか、これらを実施したい。そのほか、南部忠平杯グラウンド・ゴルフ大会、プロ野球のイースタンリーグ公式戦、奥羽太田ロードレース大会、おはら節の全国大会を例年どおり実施します。あと、太田地域での成人式は今年はこちら文化プラザで開催いたしますけれども、来年度からは大仙市一本で市民会館を会場にして行うということであります。

4ページであります、水田営農ビジョン確立支援事業、総額で1億6,966万円ありますが、これについては地区内の調整、担い手土地利用集積事業、大規模団地化確立支援事業等、7つの事業を展開して参ります。ということであります。これも、大きくは変わったところございません。

あなたと地域の農業夢プラン応援事業も従来どおりであります。これは複合作物の拡大に対する助成事業であります。

農業振興情報センターも、今年度は3人が就農を目指して研修してございます。

あか松庵の庭園についてでございますが、4,700万円ありますがこれで終了になります。

5ページにいきますと、むらづくり交付金事業(農村振興総合整備統合補助事業)であります、1億9,266万円ありますが、今年度は農道3路線、農業集落道4路線等、記載のとおり整備して参ります。

経営体育成基盤整備事業の調査計画であります、これは県営補助整備で実施しました国見地区の用水路の整備が主な内容であります。その調査計画を実施するというところであります。

それから、ふるさと農道の緊急整備事業、これは3,481万円680mあります。これは、改良はしてますので舗装するという内容であります。それから、また基盤整備促進事業(かんがい排水)でありますけれども、引き続き斉内の内川、金井伝沢地区を実施いたします。

地籍調査事業であります、これは平成3年度から21年度までの事業でありますけれども、今年度は一筆地調査を川口字北千本野地区。それから、地籍調査・地籍図の作成等は前の年に一筆地調査が終わった東今泉の壱本木から川口字千本野、横沢堤田地区を実施します。

次の6ページになりますが、真木真昼県立自然公園を美しくする会補助金も例年どおり交付いたします。

農業集落排水事業の調査計画は196万円をもちまして新たに三本扇地区について調査設計を行います。

それから、7ページにまいります。緊急地方道路整備事業 1億5,700万円をもって横沢バチ沢線の崩落した土砂の撤去等について、災害防除工事を行います。

粗大ごみの処理であります。16年度までは収集日を週1回ということにしてございましたが、今年はこのとおり、これからは8月の21日と10月の16日、ともに第3日曜日に実施いたします。あと、除雪機械を1台更新いたします。大型ロータリー除雪車3,061万円で更新という計画であります。

8ページからは、各種制度の紹介でございますが、これは今まで太田町でいろんな事業実施してましたけれども、合併したことによって新たな助成事業制度がございますという説明であります。それから、福祉医療費の対象者の拡大。小学校6年生まで。それから、人工透析通院者支援事業。それから、人間ドック、脳ドックの助成であります。旧太田町では人間ドック、脳ドック一緒で4万円という助成体制でありますが、今度からは人間ドックに対して4万円、脳ドックに対して4万円といたしますということでございます。

それから、電話予約による証明書などの交付。

9ページにはいりまして自治会への支援事業がございます。活動に対する自治会支援事業の補助、それから自治会館を維持管理するための補助、建設に対しての補助、等ございます。これが、各種制度の紹介ですが、これを合わせまして太田地域の主な事業ということに変えさせていただきます。

加藤会長

ありがとうございました。議題6の共通テーマの中のうちのイ.の「大田地域自治区における重点事業について」ご説明いただきました。太田町のことを説明されたわけですので、皆さんご意見等ありましたら伺いますのでよろしく願いいたします。

小松誠委員

横沢、バチ沢の土地の崩落にともなう工事は、いつ頃からかかるのか。

高橋土木課長

ただいまの小松委員のご質問にお答えします。7ページの緊急地方道路整備事業 1億5,700万円でございますが、この整備の内訳でございます。それから、交付金が55%あります。残りの95%については起債対象というような事業内容になっております。合わせて工期の問題ですが8月から12月の工期を予定しております。よろしく願いします。

加藤会長

よろしいですか。ほかにありませんか。

はい、どうぞ。

鈴木弘之委員

小・中学生へのスキー助成は、今年も実施されるのか。

藤原教育委員会分室長

ただいまの鈴木委員の質問に対してお答えさせていただきます。子供たちのスキー授業に対します補助金は、ございます。予算措置されております。この資料のなかには載ってございませんですが、大仙市の小学校、中学校につきましてはこれまでのスキー授業の回数を調査いたしまして、その回数に応じて1日券、これに見合った補助金を出すように予算化されております。また、旧太田町で子供たちの冬の健康増進並びに、その健やかな成長を願ってということで、冬場のスキーを普及させるということで、シーズン券の補助を行っていたわけですが、これにつきましては今後、当初は見送ったわけなんですけれども、この後で地域の実状といたしまして、大仙市3つのスキー場がありますので、こういった形で子供の冬場の健康と健やかな生活を確保していくのかと、そういったことと絡みながら検討していくというようなことになっております。

加藤会長

ほかには、ございませんか。

はい、どうぞ。

質問者（田口誠毅委員）

冬の除雪費用になりますが、それにつきまして具体的に、数字的に合併前と合併後の比較を教えていただきたいと思っております。

○高橋土木課長

ただいまの田口委員のご質問ですが、除雪についてはこれから除雪期間始まるまでの間にいろいろ調整事項がございます。ただ、これまでと同様と考えられるのは、10センチ降雪があった場合は出勤しましょう。という申し合わせで実施してきました。この点については、今までと同様と考えます。詳細については、これから旧各市町村の担当者が意見をもち合わせまして調整して参りたいと思っております。よろしいでしょうか。

加藤会長

ほかにごございませんか。

質問者（小松誠委員）

中里温泉の老人入浴無料券が、合併により無料でなくなるという話がありますがどうですか。老人の皆さんが不安をもっています。何らかの形でお知らせしていただければ助かります。

高橋地域振興課長

今後の課題であります。平成18年度予算を見据えて、検討してまいりたいと考えております。

加藤会長

ほかに質問ございませんか。

はい、どうぞ。

質問者（藤原鈴司委員）

太田地域自治区における重点事業について資料（広報だいせんおおた地域版特集号）がありますが、地域協議会は、これらひとつひとつの事業を審議していく会ですか。

加藤会長

そういうことではございません。

ほかにありませんか。

ないようですので、次にうつらせていただきます。次に、議題の7．といたしまして「その他」というようなことでございますけれども、事務局のほうで何かございますか。

事務局職員

特別ございませんが、いずれ次回の開催等の関係も含めましてお話ししたいとおもいますが、これからできれば2ヶ月おきぐらいずつこの会を開催したいなと思っております。9月の中旬、稲刈り前あたりにもう一度開催したいと。開催の内容につきましては皆さんにお渡ししておりますこの新市建設計画（大仙市まちづくり計画）の具体的な内容説明と太田地域とすればどのような計画があがっているのかという内容等について委員の方々にご説明したいというふうに考えております。以上です。

加藤会長

何かこの機会に市長さんがみえておりますので、何か聞きたいことがございましたら、ありませんか。

ないようですので、本日は長い間協議会の協議をしていただきまして本当にありがとうございました。これからも、協議会がございましたので何卒ひとつよろしく願い申し上げまして、簡単ではありますが協議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

高橋地域振興課長

これをもちまして、協議会を閉じます。本当に今日のご苦勞様でした。

午後 3時25分 閉 会

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

委 員

委 員